

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条中「（市長の選挙におけるものに限る。）」を削る。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「4円88銭」を「5円2銭」に、「365,000円」を「375,500円」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第４条、第８条及び第１１条の規定はこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について、新条例第６条の規定は前項ただし書に規定する日以後その期日を告示される選挙について適用する。

（提出理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（平成２９年法律第６６号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成２８年政令第１９４号）の施行に伴い、市議会議員の選挙における候補者が選挙運動用ビラを公費負担で作成することができるようにする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。